

〈論文〉

プエルトリコ州権獲得運動における 〈自決権〉と〈国家〉

志 柿 光 浩
(長崎大学)

1. 問題の所在

プエルトリコは人口約 330 万人、この他に米国本土にこの島の出身者とその子孫が約 200 万人、住民はこの島特有の語彙や発音を多く含むスペイン語を話し、その生活様式にも地域的な特色が強い。また、米国内に住むプエルトリコ出身者及びその家族は米国社会の中にあっても独自性を強く保持した集団を形成している。しかし、プエルトリコは現在まで独自の主権国家を形成したことはない。1493 年以後 1898 年まではスペインの主権下にあり、その後米国の主権下に移って今日に至るまで、この島では独自の主権国家形成をめざす独立運動が住民の多数の支持を得たことはかつてないのである。むしろ米国主権下での自治体制の維持を主張する自治派と米国の正式の州となることを目指すいわゆる州権獲得派がプエルトリコ政治の主流を占めてきた。この現実をどう理解すべきか。特に米国の州権を求める運動が根強く存在し続けてきたことはどう理解すべきか。本稿の第一の課題はこれらの問題に答えることにある¹⁾。

本稿の第二の課題は〈国家〉〈民族〉〈自治権〉といった概念の再検討のための一事例を提出することにある。上述の第一の課題に応えるためには、既存の概念を批判的に再検討した上で理論的な枠組みを改めて設定することが不可欠である。まず分析の対象となるプエルトリコをどのような実体

として捉えるかという問題がある。プエルトリコは nation (国民あるいは民族) か、それとも ethnic group (民族集団) か、それともいずれでもない他のものか? nation とは何か? ethnic group とは何か? これらの問題を整理することなしにプエルトリコの現実を論じることはできない。

これらの問いに答えようとする際に、次の二点に注意する必要がある。第一点は、プエルトリコ州権獲得運動を米国の文化・社会への同化を目指す保守的な運動と解する見方が安易に受け入れられやすいことである。米国の主権下に入って後のプエルトリコの政治史は〈独立〉〈自治〉〈州制移行〉という対米関係上の地位についての三つの選択肢をめぐって展開してきたが、これらの三つの立場はともすれば、

独立 = 「民族自決」・独立性の主張 = 進歩的

自治 = 現 状 維 持 = 現実的

州制移行 = 米国への同化・「反民族的」 = 保守的

というように図式的に捉えられがちである。しかし、そのような理解は皮相的に過ぎはしないだろうか²⁾。

第二に、nation (民族あるいは国民) と state (国家) の一致を理想とする国民国家(nation-state)論の虚構性については、後述するように既に数々の指摘があるが、依然として国民国家論がプエルトリコの政治状況分析の前提として受け入れられやすいという点がある。上記の第一の問題はこのような前提から生じたものである。はたしてそのような前提に誤りはないのだろうか。

以下では、上記の二点に留意しつつプエルトリコの法的地位、州権獲得運動の軌跡、そしてその主張の変遷と特徴の分析を通じてプエルトリコ州権獲得運動の範疇化を試みる。

表1 プエルトリコと米国の関係に関する法的規定等の変遷(1)

基本法・条約等	米国によるプエルトリコの軍事占領	パリ条約	米国連邦憲法第4条第3項第2段	第1次組織法Fist Organic Act (通称Foraker Act)	島嶼関連訴訟(通称Insular Cases)
正式名称		Treaty of Paris/ Tratado de Paris	United States Constitution Article I V, sec. 3, cl. 2.	An Act temporarily to provide revenues and civil government for Porto Rico*, and for other purposes	
発行・成立の時期	1898. 7. 25上陸 8. 12休戦合意 8. 18軍政樹立	1898.12.10調印 1899. 4. 11発効		1900 4. 12承認成立 1900. 5. 1 発効	1901年以降の諸勝訴判決
立法権者等		米国及びスペイン	米国連邦議会	米国連邦議会	米国連邦裁判所
立法の主旨		米西戦争の結果を確定		プエルトリコの政体を規定/米国・プエルトリコ間の関係を規定	米国とプエルトリコとの関係が問題となる
規定事項	主権/地位	スペイン主権下のプエルトリコを交戦国的に占領	スペインはそ の主権下に ありプエル トリコを米 国に譲		プエルトリコは非編入領土 (unincorporated territory)
	プエルトリコとの関係に立法権の根拠			米国領土 (territory) に関する立法権は米国連邦議会にある	米国連邦議会
	市民権				プエルトリコ市民
	米国連邦政治への参加権				米国連邦議会への駐在代表 (Resident Commissioner) を選出
	自治権	米軍将校の軍令官 (Military Governor) による軍政、行政組織は占領前の状態を維持			知事及び行政府と立法府上院を兼ねる執務院 (Executive Council) は米国大統領の任命、立法府下院議員は民選
	司法制度	プエルトリコ司法裁判所を設置			プエルトリコ司法裁判所、米国連邦裁判所、プエルトリコ地方裁判所含まず
人権宣言					

* 英語における Porto Rico の呼称は1932年5月17日法令により以後 Puerto Rico に改められた。

出典：Marcos Ramírez Lavandero, ed., *Documents on the Constitutional Relationship of Puerto Rico and the United States*, (n. p. : Ruerto Rico Federal Affairs Administration, 1988) ; Carmen Ramos de Santiago, *El gobierno de Puerto Rico*, 2a edición, ([Río Piedras] : Editorial Universitaria, Universidad de Puerto Rico, 1970) ; José Trias Monje, *Historia constitucional de Puerto Rico*, 4 volúmenes, (Río Piedras : Editorial Universitaria, Universidad de Puerto Rico, 1980-83) より作成。

表1 プエルトリコと米国の関係に関する法的規定等の変遷(2)

基本法・条約等	第2次組織法 Socond Organic Act (通称 Jones Act)	知事民選法 Elective Governor Act	公法第 600 号	プエルトリコ 連邦関係法 〈現行〉	プエルトリコ 憲法 〈現行〉
正式名称	An Act to provide a civil government for Porto Rico*, and for other purposes	Public Law 362 An Act to ammend the Organic Act of Puerto Rico	Pubic Law 600 An Act to provide for the organization of a constitutional government by the people of P. R.	The Puerto Rican Federal Relations Act	Constion of the Commonwealth of Puerto Rico / Constitución del Estado Libre Asociado de Puerto Rico
発効・成立の時期	1917. 3. 2 承認成立	1947. 8. 5 承認成立	1950. 7. 3 承認 1951. 7. 4 住民投票で承認成立	1950. 7. 3 承認成立	1952. 2. 6 制憲議会承認 同 3. 3 住民投票で承認 同 7. 3 連邦議会で修正承認 同 7. 10 制憲議会で修正承認 同 7. 25 発布 同 11. 4 住民投票で修正承認
立法権者等	米国連邦議会	米国連邦議会	米国連邦議会/ プエルトリコ住民投票	米国連邦議会	プエルトリコ制憲議会/ 米国連邦議会/ プエルトリコ住民投票
立法の主旨	第1次組織法の改正 プエルトリコの政体と米国・プエルトリコ関係を規定	組織法を一部改正し、知事民選化	プエルトリコ憲法制定/組織法の改正・改名を規定	組織法の改正、米国とプエルトリコの関係規定	プエルトリコの自治政体を規定
規定	主権/地位				米国連邦 (union) 内での自由連合州 (Commonwealth Estado Libre Asociado)
	プエルトリコと米国の関係する立法権の根拠			プエルトリコ住民が自治政府を組織するための盟約 (compact)	プエルトリコ住民と米国との間の盟約 (compact)
事	市民権	米国市民			米国市民
	米国連邦政治への参政権	米国連邦議会への駐在代表 (Resident Commissioner) 選出			連邦議会在代表 (Resident Commissioner) 選出
項	自治権	知事は米国大統領の任命、立法府上下二院は民選	知事も民選		知事、立法府二院の民選
	司法制度	プエルトリコ司法裁判所/米国連邦裁判所/プエルトリコ地方裁判所			米国連邦裁判所/プエルトリコ地方裁判所
	人権宣言	含む		含まず	含む

2. プエルトリコの法的地位

米西戦争の結果、パリ条約に基づいてスペインの主権の下から米国の主権下に移された後現在までに至る94年間の米国とプエルトリコの関係は、表1のように幾たびかの法制上の変遷を経てきた。しかし、その基本的枠組は最初の20年間のうちに作られ、その後現在まで本質的に変化していない。その枠組とは次の3点からなる。

- (1) プエルトリコにおける主権は米国にあること
- (2) プエルトリコは現在までに米国を構成するに至った他の州と違い、州権を前提としない領土であること
- (3) プエルトリコ住民は米国市民権を有すること

プエルトリコにおける米国の主権については、1898年10月10日に調印され、その後米西両国によって批准されたパリ条約において、プエルトリコがフィリピン、グアムと共にスペインから米国に割譲されたことが法的根拠となっている。以後、米国とプエルトリコの関係に関するいかなる法令も、プエルトリコにおける主権の問題については触れていない。プエルトリコが米国の領土であるという事実にはそれ以後変化はないのである。

パリ条約によって新たに米国主権下に移された海外領土の連邦法制上の地位は、法令そのものではなく、米国連邦裁判所による法解釈によって決定された。米西戦争とハワイ併合とによって米国は海外領土を持つことになるが、米国の既存の法体系はこれに十分に対応できず、新領土への法の適用などをめぐって訴訟が起こされ、その判決の積み重ねの中で、法令の条文のみでは不明確な新領土の地位が確定されていった。一般に *Insular Cases* (島嶼に関する訴訟) と呼ばれる米国連邦最高裁判所による一連の判決である³⁾。

周知の通り、米国の諸州はその多くが準州 (*organized territory*) の地位を経て米国連邦を構成する正式の州となった。一連の判決は、新たに米国主権下に入った海外領土を従来の意味での準州と峻別するものだった。

そのため導入されたのが incorporated territory (編入領土) と unincorporated territory (非編入領土) という考え方である。前者においては米国連邦憲法が適用されるのに対して、後者においては一部の基本的人権などを除いて連邦議会が全権を掌握することとされた。このような解釈はプエルトリコ住民が米国市民権を賦与された後も変更されず、今日まで米国とプエルトリコの間を規定し続けている。現在でもプエルトリコの憲法上の地位について最終的な決定権を持つのは米国連邦議会なのである。

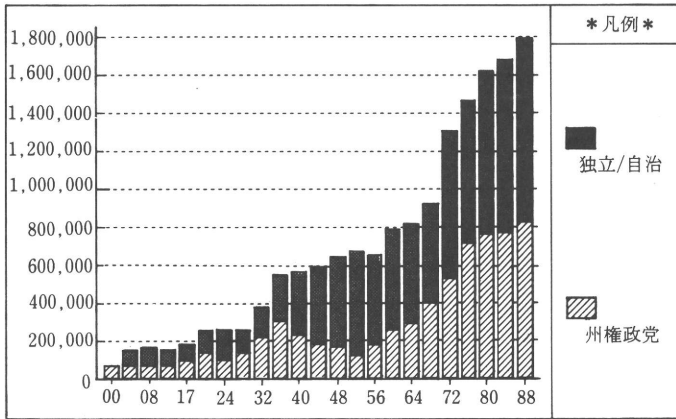
1917年の新組織法はプエルトリコ住民に米国市民権を賦与することを規定した⁴⁾。当時も現在もプエルトリコ島に居住している限りは米国大統領選挙権、連邦議会議員選挙権などについて米国市民としての権利を十全に行使することはできないが、1917年以降、プエルトリコ住民はれっきとした米国市民となった。このことは、米国諸州の住民と同じ権利の行使を求める州権獲得運動の主張の強力な根拠となっていく。

現在の自由連合州体制は1952年に成立する。しかし、米国とプエルトリコの間を規定した組織法は名称を変えて存続し、また米国連邦内での自治と米国市民権の行使という基本点はそのまま新しく制定されたプエルトリコ自由連合州憲法にも明記された。現実には米国とプエルトリコの間を定める法的枠組は、本質的に変わらなかったのである。プエルトリコ憲法成立後も、プエルトリコは米国主権下の領土で、その住民は米国市民であり、プエルトリコと米国との関係の変更には米国連邦議会の承認が必要である。独立か、現状維持か、州制への移行か、三つの選択肢は依然、最終的な選択がなされぬままに残されている。

3. プエルトリコ州権獲得運動の軌跡

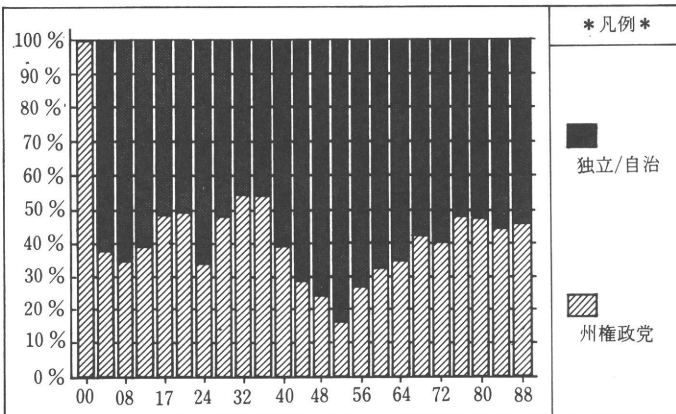
米国主権下のプエルトリコにおける州権獲得運動は過去94年の間、プエルトリコ政治の重要な一翼を担って来た(図1, 図2)。しかし、その主体、組織、支持層、運動理念、戦略のいずれについても、大きな変容を遂

図1 プエルトリコ州権政党の得票数の推移 (1900年～1988年)



出典：Fernando Bayron Toro, *Elecciones y partidos políticos de Puerto Rico*, edición revisada y ampliada, (Mayagüez : Editorial Isla, 1989), pp. 348-349, Apéndice I, 及び Antonio Quiñones Calderón, *Trayectoria política de Puerto Rico*, (San Juan : Ediciones Nuevas de Puerto Rico, [1988]) pp. 125-128 より作成。

図2 プエルトリコ州権政党の得票率の推移 (1900年～1988年)



出典：図1と同じ

げながら現在に至っている。ここでは、そのようなプエルトリコ州権獲得運動の軌跡を四期に分けて、各時期の政治、社会状況とともに、運動組織の特徴を中心に概観する⁵⁾。

1) 第1期 (1898—1924)

この時期はスペインの主権下の時代の政治伝統から米国流の政治制度への移行まもない時期であり、政治への大衆の参加は未だ限られていた。また、州権獲得運動の指導層はスペイン領時代の自治権獲得運動から移行した人々であった。1890年代の対スペイン自治権獲得運動の中でも非妥協的であった José Celso Barbosa を中心とするグループは、プエルトリコの米国主権下への移行を直ちに歓迎し、1899年にはプエルトリコのアメリカ化を目指す政党、プエルトリコ共和党を結成する⁶⁾。

しかし、プエルトリコのアメリカ化を標榜するプエルトリコ共和党であったが、米国主権下の新体制において非主流派の位置に甘んじることになった。1900年及び1902年の選挙では勝利するが、1904年には、プエルトリコの独自性を強調し自治主義あるいは独立を主張する勢力がプエルトリコ連盟 (Unión de Puerto Rico) を結成、以後プエルトリコ共和党は島内選挙で敗北を続けるのである。

2) 第2期 (1924—1944)

この時期はプエルトリコの政党政治が大きな構造変化を遂げた時期にあたる。まず、社会党が党勢を伸ばしてきたことを契機に既成の二政党に社会党を加え、各党間の選挙協定をめぐって政治集団の離合集散が演じられ、その後、社会経済状況の変化と政治への大衆の参加の拡大を背景として、既成の政党に代わる政党が登場する⁷⁾。

この時期、プエルトリコ州権獲得運動は興隆を見せる。1923年から始まった政党の離合集散が進み、旧共和党、社会党、さらに旧連盟党の一部までが参加し、州権の要求を掲げて連合が成立、1932年の選挙で多数を獲

得することになるのである。

この共和=連盟=社会連合は立法府上下二院で多数を占め、また連邦議会へは駐在代表 (Resident Commissioner) として社会党党首 Santiago Iglesias Pantín を送ることとなった。島内議会では州権を要求する合同決議案が可決され、これを受けて駐在代表 Santiago Iglesias は連邦議会にプエルトリコ州制化の法案を提出するに至った。しかし、この法案については下院委員会で数回にわたって公聴会が開かれたのみで、その後実質的な審議は行われないうちに廃案となってしまう⁸⁾。

共和=連盟=社会連合の島内勢力はその後徐々に後退を続け、1940年の選挙で敗北を喫し、次の1944年の選挙では勢力を急速に拡大していたPPD (民主民衆党: Partido Popular Democrático) の前に完敗する。これは共和=連盟=社会連合が、1929年に始まる世界恐慌の影響とこれに対応するために1935年に始められたニューディール政策の一環としてのプエルトリコ経済復興政策、そして婦人への参政権の拡大による政治への大衆の参加の一層の拡大、といったプエルトリコの経済・社会・政治状況の変化に対応できなかったことによる。1930年代、連合が選挙で勝利を収める一方で、州権獲得運動興隆を支えた社会党と、従来からの支持基盤であった労働者大衆との乖離が進んでいたのである。むしろ新しい変化を正確に把握し、新たな政治運動を組織してプエルトリコ政治の主導権を獲得していったのは、独立主義的傾向から現実路線へと転向していった Luis Muñoz Marín を指導者に迎えた PPD であった。

3) 第3期 (1944—1967)

この時期はポピュリスト的な指導者 Luis Muñoz Marín の下で PPD が、経済発展優先政策といわゆる自由連合州体制の確立によって大衆の支持を受けた全盛期であり、州権獲得運動にとっては停滞の時代であった。1940年の選挙で連合に対して勝利を収めた PPD は1944年の選挙で圧勝し、1948年のプエルトリコ史上初めて行われた知事選挙では Muñoz

Marín が圧倒的な人気で選出され、プエルトリコ政治におけるその優位性が確立された。Muñoz Marín は 1964 年に知事職を後継者に譲り引退するまでの 16 年間にわたってプエルトリコ民衆の多数の支持を受け続け、PPD の政治支配は揺るぎないものにみえた。

しかし皮肉にも社会正義 (justicia social) の実現を高く掲げた Muñoz Marín のポピュリスティックな政治が、社会正義の実現を州権に求める州権獲得運動の次なる再生の時代の到来への道を用意したと言える。極めて単純化して言えば、人々は PPD 支配下の経済発展優先政策を通じてかつてない経済的恩恵に浴し、次にはそのような恩恵を確実なものとするために州権を支持するようになったのである。そして、プエルトリコ州権獲得運動は今回はそのような社会・経済的な変化を捉えることができた。その背景として、この時期、州権獲得運動指導層の新旧交替が進み、プエルトリコ社会の工業化と大衆化に対応できる指導者が運動の中核を構成するようになっていたことが指摘できる¹⁰⁾。

4) 第 4 期 (1967—1992)

1967 年、州権獲得運動の新世代の指導者達によって PNP (新進歩党: Partido Nuevo Progresista) が結成される。この PNP の登場はプエルトリコ州権獲得運動に新たな時代を画した。1968 年には Luis A. Ferré 候補が州権獲得運動のリーダーとして初めて知事選に勝利する。この時期を通じて PNP と PPD の勢力は均衡しており、PNP は 1972 年の知事選には敗北するが、1976 年には新しいリーダー、Carlos Romero Barceló 候補が勝利を収め、1980 年には僅差ながら再選を果たし、1984 年に PPD の現知事 Rafael Hernández Colón に敗北を喫するまでの 8 年の間、行政権を掌握した。しかし 1970 年代後半からの経済成長の鈍化に加え、議会で多数を得ることができなかったことから、これら PNP 政権は州権獲得へ向けての実質的な行動をとることができなかった¹¹⁾。その後、現在まで PPD の優位が続いているが、プエルトリコの二大政治勢力の一つとして州権獲得運動

がその存在を確立したことは明らかである。

4. プエルトリコ州権獲得運動の論理

1) 第1期 (1898—1924)

前述のようにプエルトリコ州権獲得運動は、旧自治党急進派を中心に新たにプエルトリコ共和党が結成された時点でその歩みを始めた。米西戦争による米国への主権の移譲という予期せぬ事態の推移から新たな政治状況に置かれた直後であり、米国の対応も未だ白紙に近い状態であったこの時期に発表されたのが、次に引用する新党結成宣言である。そこには確実なことはただプエルトリコが今や米国の主権の下にあることだけ、という状況の中で、新体制下でのプエルトリコの将来が一種楽観的な調子で描かれている。それは米国への信頼感に基づく州権獲得の理想の表明であった。

我々は以下の二点を確認し、我々の根本原理とする。即ち、プエルトリコが合衆国へ明確かつ誠実な形で併合 [anexión] さるべきこと
今後連邦の一州となるための前段階として、プエルトリコが準州 [Territorio organizado] であることが宣言さるべきこと

我が国土は狭小であり、またこれまで政治に関して劣悪なる教育を受けて来たことから、我々は独立が決して我が国 [país] に適するものではないと信じる。同様に我々は、アンティージャス連邦形成の利点を論じる誤った議論に幻想を抱くこともできない。確かに旧スペイン領アンティージャス各島はその源や言語や習慣を同じくするものであるが、キューバは今ようやく形成の過程にあり、サントドミンゴ [Santo Domingo ドミニカ共和国のこと] の政治的後進性は悲しむべき状況にある。一方プエルトリコは独自の文化と市民意識を持ち、民主主義の現実への熱意は賛嘆さるべきものがある。アンティージャス

連邦をもってしては、[米国への併合によって]内政においては自治の自由を享受し、また外交においては現代の諸々の自由の制約なき行使を強大かつ十分に組織化された国家 [nación] によって保障されるというような恩恵に浴することはできない。

今日アメリカ連邦の準州 [territorio] となり明日にはアメリカ連邦 [Unión americana] の一州となることによって、プエルトリコ民族 [pueblo] の一族としての最高の理想が完全なる実現をみることになるのである¹²⁾。

ここには、その後現在までプエルトリコ州権獲得運動の論理を構成することになる主張の多くが既に提出されているが、それらは以下のように要約することができる。

- ・プエルトリコはスペイン支配下の悪政のもとで進歩から取り残されてきた
- ・プエルトリコは小国であり、独立はプエルトリコに適していない
- ・米連邦の一州となることによってプエルトリコは内政自治権を得ることができる
- ・米国は偉大な国、栄光の国である
- ・米国は民主主義の国である
- ・米連邦に参加することで民主主義を享受することができるようになる
- ・偉大なる米国の加護による安定の下で、はじめてプエルトリコの発展は可能となる
- ・プエルトリコは米連邦の中で他の諸州と平等であるべきである。

この時期、プエルトリコの米国主権下への移行は多くのプエルトリコ人によって天恵として捉えられた。それはプエルトリコ共和党のみならず、米西戦争以前のプエルトリコ自治権獲得運動の主流派集団によって新たに結成され、その後自治主義あるいは独立論へと移行していく連邦党 (Par-

tido Federal)にも共通して見られる。1899年10月1日付けの連邦党結成宣言は次のように述べている。

危険の近づく予感に我々は苦しめられていた。スペインがかつてもそうであったように反動の激情をその無攻撃・無抵抗の植民地の上におちませ、状況に迫られて与えざるを得なかった自由を破壊してしまうという危険の予感に苦しめられていたのだ。

そうでなければ、[米国の]軍隊が我が島に上陸して来た時、開放軍として迎えられたという事実は説明がつかない。軍艦のマストに、行進する部隊の上にはためくアメリカ国旗は世界で最も偉大で最も完成された民主主義と、誠実なる自治権の約束と、権利の保障と、新しい母国にあふれる繁栄とを象徴していた。

.....

北アメリカ [la América del Norte] は諸国家よりなる国家 [un estado de estados] であり諸共和国からなる共和国 [una República de Repúblicas] である。将来プエルトリコはそのような国家の一つ、そのような共和国の一つにならねばならない。そのような目標へ向けての努力を連邦党は指導していくのである¹³⁾。

1897年にスペインはプエルトリコに自治権を与えるが、そのようなスペインの対プエルトリコ政策はいずれ覆される懸念があった。そのような状況の中で民主主義の具現者たる米国が新しい宗主国として登場したというわけである。

しかし、初期の楽観論は1900年の組織法定制によって変更を迫られる。そこにはプエルトリコが米連邦の一州となることを保障する条項はなく、アメリカ市民権も与えられず、プエルトリコ住民の政治的権利はスペインによって制定された自治憲章で認められていたものよりも制限されていた。このような現実を前に、連邦党は州権獲得の可能性に見切りをつけ、

プエルトリコ連盟 (Unión de Puerto Rico) という名の下に新組織を結成し自治主義あるいは独立論へとその主張を変化させていく。一方、共和党は1900年から1904年までプエルトリコ行政府及び立法府に参加した後は、選挙で敗北を重ね、米大統領の任命する米国人知事らからの支持も得られない少数野党の地位に甘んじるのである。しかしそれにもかかわらず、共和党は州権要求の主張を掲げ、プエルトリコにおける理想主義的とも言える社会改革を主張し続けた¹⁴⁾。

この時期の共和党の州権獲得の運動を率い、その理想主義的な主張を支えたのは José Celso Barbosa である。彼は1921年に亡くなるまで新聞紙上などで州権の必要性を説き続けたが、次に引用する1915年の新聞論説ではプエルトリコの法的地位の問題について積極的な動きをとろうとしない米国への苛立ち、そしてその後の州権獲得運動の中で一貫して認められる「米国の植民地 (colonia) となることは拒否する」という主張が示されている。

プエルトリコは独立共和国になることはできない。またアメリカという民主的な偉大な共和国の植民地であってもならない。プエルトリコは他の諸州と共にアメリカ合衆国を形成する州とならなければならない。…

.....

独立論の出鱈目さを前に、植民地 (colonia) [の地位に留まろうとする主張] がこの国 (país) の重大な利益を救う過渡的な措置として、また保守的な慎重さの明かしとして息を吹き返そうとしている。しかしそのような主張はこの国の歴史において薄命に終わるのであろう。それはプエルトリコ人の心に宿る深い自由への思いに相反する政治目標であり、我々のようにラテン的慣習に含まれる数多くの特徴を備えた民族 (pueblo) にとってはその魂を満足させ得るようなまともな理論とは言えない。なぜなら…スペインの植民地であることは確かに可能

だった。しかし合衆国の植民地になることは、決してできることではないからである¹⁵⁾。

2) 第2期 (1924—1944)

この時期の州権獲得運動では社会党が重要な役割を果たした。社会党は創立時以来、米国の労働組合運動と結びつきが強く、プエルトリコの米国との結びつきを一貫して肯定してきたが、プエルトリコの地位をめぐる政治闘争に加わることは資本側内部の抗争に加わることになるとして、明確な立場をとることを長く避けていた。だが、プエルトリコ共和党と選挙共闘路線をとるなかで、州権支持が共闘の条件の一つとなり、社会党としても州権要求を明確に政治目標として掲げるに至る。前述のように1936年には州権派連合は議会の多数を占め、州権化要求の決議に基づいて社会党党首で連邦議会駐在代表であった Santiago Iglesias の手で州制化法案が提出されたのだった。次に引用する1944年の社会党綱領では、a. スペイン植民地支配の悲劇と天恵としての米国への併合、b. 偉大な国、自由と民主主義の国としての米国、c. 米国併合が民衆の利益となったこと、が記され、さらに、e. 現体制は植民地主義的支配関係であり、f. プエルトリコ住民は米国市民として州権を要求する権利があるのであって、g. 州権の賦与は正義と公正の行為である、とする立場が鮮明である。

半世紀近くにわたるアメリカ民衆及びアメリカ政府との共生を通して我々は自由の諸制度の何たるかを理解し、その民主主義の諸規範の実践に修練を重ねてきた。この間大多数のプエルトリコ民衆の間に率直アメリカ的な考え方が培われ、その安定と民主主義の諸規範の定着とを、この偉大なる民衆との永久的な結合の内に求める動きへと駆り立てて来た。アメリカ連邦が民主主義の兵器庫と目され重要な役割を果たしている現在の世界の動きは、プエルトリコ社会党をして、生産大衆・我が民衆の多数の生の声を結集し、我が民衆の生活の中に存在

する植民地的体制に対しては、その保有するアメリカ市民権とは相容れないものとしてこれに反対を宣言せしむるものである。さらにプエルトリコ社会党は合衆国連邦議会に対し、正義と公正の行為として、アメリカ連邦の一州としてプエルトリコが州憲法を制定することを定める法（州制化法 [enabling act]）を速やかに成立させるよう強く要求することをここに敢かに宣言するものである¹⁶⁾。

3) 第3期 (1940—1967)

前述のようにこの時期、プエルトリコ州権獲得運動の指導層の構成に変化が見られ、社会の工業化、都市化が進む中で近代企業社会のエリート層が旧来の農業中心の社会の支配層に属するグループに代わって登場する。このような変化は州権獲得運動の主張にも反映された。旧指導層が漸進的で戦略的にも保守的な運動しか進められなかったのに対して、新しいグループはより攻撃的で原理的な運動を展開しようとした¹⁷⁾。

1956年、そのような新世代の州権獲得運動の指導者の一人、Enrique Córdova Díaz は次のように述べている。

…州権共和党 [Statehood Republican party] はプエルトリコにおける旧指導層の考え方や活動方針を拭いさらなければならない。その際、少数者ではなく最大多数の幸福を求める民主主義にあって、私企業が生存し続けるのに必要な基本原理は損することなく、自由主義的で革新的な活動方針を推進して行くことが必要である。

プエルトリコ州権共和党はこのような原理にそってその活動方針を推進し主張していくだけでなく、その際に過去からは訣別し、民衆の信頼をかちえることのできる新しい指導層の下でそれを行っていかなければならない¹⁸⁾。

4) 第4期 (1967—1992)

前述のように、プエルトリコの工業化による経済発展と大衆の政治参加という条件の変化に呼応する形で登場したのが PNP であった。その州権獲得の主張はかつての Barbosa 率いる共和党時代以来の論点の多くを引き継ぐ一方、重点の置きかたは新しい状況に対応するものとなっている。すなわち a. これまでの進歩・経済発展の成果を確保しようという民衆の気持ちに訴える, b. 経済発展にもかかわらず有権者の大多数を占める低所得者層に訴える, c. 伝統文化は州制化後も堅持することを強調し反プエルトリコ的という批判を否定する, d. プエルトリコの当然の権利として州権を要求する, といった傾向を強めるのである。PNP 結成当初の綱領は次のように宣言している。

我々は、プエルトリコがアメリカ連邦 [Unión Americana] にその一州として加入することが民族 [pueblo] としての主権を求める我々の当然の希求 [の実現] にとって不可欠であり、また経済的観点からも必要であると確信する。プエルトリコは一州として、他の五十州と共に、他の五十州と平等の形で、我々がその市民であるところの米国 [la nación] の政治に参加することになるのであり、さらに全ての州がそうであるように、我らの子弟に対する教育についての完全なる自治権を含め、地方自治の権利を享受することになるのである。州権を伴わないアメリカ市民権は頭を切り取られた不完全な市民権でしかなく、アメリカ市民権の持つべき真の価値と尊厳を欠くものである¹⁹⁾。

ここでは、a. 州権は米国市民たるプエルトリコ住民の当然の権利であること, b. 州制化要求は経済的理由にも基づくこと, c. 州権は地方の自治権、地方の主権を求める主張でもあること、が強調されている。また、次に引用する 1981 年の党則の一節でも、a. 米国市民としての当然の権利, b. 進歩と安定の保障としての州権の要求, c. 州制化後の文化とアイデ

ンティティーの保持，が明確に記されている。

新進歩党 [Partido Nuevo Progresista] の主張は州権 [estadidad]こそがプエルトリコの地位 [status] のジレンマを唯一解決することができるということにある。なぜなら，州権こそが米国市民権の備えるべき完全なる平等と政治的主権を保障するものであり，同時に我々の進歩と経済的安定を保障するものだからである。また州権は我々が自分たちの言語，自分たちの文化，そして民族 [pueblo] としてのアイデンティティーを確保するための全てのことを保障し，豊かなものにしていく権利も同様に保障するのである。新進歩党はこれらの目標を達成する責務を強く自覚する。なぜなら我々の文化的価値と我々の言語を保持していくことこそが我が民族 [pueblo] の幸福にとって基本となると考えるからである²⁰⁾。

このように積極的に大衆にアピールし権利の主権として州権を要求する州権獲得運動の新しい路線の中で，特にその攻撃的な姿勢を体現したのは Carlos Romero Barceló である。彼は 1972 年にサンファン市長に選出され，その後 PNP の党首となり，1976 年の知事選に勝利することになるが，この選挙戦で彼は「州権は貧しき人々のため (“La estadidad es para los pobres”）」というスローガンで大衆の支持を集めた。

彼はまず，プエルトリコがそれまでにかちえた進歩や経済発展は米国への併合とプエルトリコ住民が米国市民であるという事実によってはじめて可能となったが，まだそれだけでは不十分であり，さらにプエルトリコが発展を続けていくためには州権が必要であると説く²¹⁾。

さらにプエルトリコ住民が州権獲得による十全な市民権行使を望むならば，現在適用されていない連邦税の納税義務を果たすことは当然とした上で，プエルトリコの世帯の多くを占める一定の所得水準以下の世帯は州制移行後も納税の義務を免れ，むしろ現在はまだ完全に適用されていない連

邦政府の社会保障制度がプエルトリコにも全て適用されるのであり、プエルトリコの貧しき人々、働けぬ人々は州権によって当然の権利として今以上の社会保障を享受できるとする²²⁾。

さらに彼の主張の中で本稿の目的から特に重要なのは、現在プエルトリコの置かれている状況は植民地主義的な支配関係 (colonialismo) であり、プエルトリコの住民は権利として文化的独自性は保持しながら州権を要求することができるかと主張する点にある。彼は現在の「自由連合州」体制を次のように批判している。

…我が制憲議会がプエルトリコ憲法を起草し、まず連邦議会がこれを承認しその後我が民衆が多数投票をもってこれを承認したが、我が民衆にとって重要と言えるような前進は何もなかった。新たな権利も政治参加の拡大も何もなかった。プエルトリコは以前と同様に連邦の国庫への納税の義務のないアメリカ市民の集合体のままである。大統領や副大統領の選挙に投票権のないアメリカ市民の集合体のままである。プエルトリコは以前と同様に、米連邦の五十州に住むアメリカ市民の集合体のようにその人口に応じて連邦議会に発言権と投票権を備えた代表を送る権利のないアメリカ市民の集合体のままだのである²³⁾。

そして、独自性を維持しつつ連邦内で平等の権利の行使をするのだと次のように主張する。

…プエルトリコは連邦の他の州とは非常に異なる州となるだろう。連邦の他の州で見られる文化とは非常に異なる文化を持った州となるだろう。州民がスペイン語を話し、他の州の大部分の州民の思考方法とは少しばかり異なる考え方をするような州になるだろう。

しかし、ここが重要なのだが、連邦の他の州が享受している権利は

全て備えた州になるのだ。文化の面ではかなり異質な州になるけれど、政治の面では同様な州になる。政治を通じて他の側面も、文化の面も含めて守られるものなのだ。

それでは我々プエルトリコ人はどうやって、そうなるという保障を得ればよいのだろうか？

ただそうなるよう主張し続けることによってである。我々の文化を差し出すことなく我々の権利を主張するのだ。合衆国の他の市民の全てと同じ権利を持った市民になることを主張し続けるが、同時に我々を我々として、すなわちプエルトリコ民衆[el Pueblo de Puerto Rico]として定義づける一連の特徴は保ち続けるのである。…我々は州制を要求するが、そのために我々の言語と我々の文化を引き換えにすることはできないのだ!²⁴⁾

この他、プエルトリコが州権を得ることによってプエルトリコ住民のみならず米国内のラテンアメリカ系住民の連邦政治における存在と発言権が格段に増大することを彼は強調する。「もし合衆国の大統領がプエルトリコの百万人以上の選挙民の参加を考慮しなければならなくなったならば、プエルトリコの抱える問題やプエルトリコの状況について詳しく知っておかなければならなくなる。現在はそうではない²⁵⁾。」また、連邦議会にも上院議員2名の他、下院議員が州人口にあわせて7、8名プエルトリコから選出されることになり、いわゆるヒスパニック議員の数は倍増すると彼は述べている²⁶⁾。

以上、過去90年余りのプエルトリコ州権獲得運動の主張を辿って来たが、そこにはアメリカ合衆国の内部にあることの数々の利点（経済的安定あるいは恩恵、「自由と民主主義」の保障と政治的安定、など）を確認した上で、アメリカの連邦制度の中での平等とプエルトリコの独自性の維持とを要求するものであり、プエルトリコ住民にはそれを要求する権利があるという論理が貫かれて来たと言える。

5. 地域自決権の行使としての州権要求

1) 国民国家論・民族自決論の再検討

国民国家論及び民族自決論は、国家は一つの言語・文化・歴史を共有する等質な「国民」(nation)という名の共同体によって構成されるべきであり、いまだ独自の国家を持たずに他「国民」によって抑圧的支配を受けている「民族」(nation)は、そのような国家から分離独立して独自の国家を構成すべきである、とする。しかしそれは何れも「べきである」とする政治イデオロギーであって、政治状況分析のための理論とは言えない。だが、米国という大きな国家とプエルトリコという比較的小規模な人間集団の構成する実体とが問題となるときには、支配・被支配あるいは抑圧・被抑圧の関係が図式的に想定され、そのような場合には民族自決論が無批判に受け入れられやすい²⁷⁾。

国民国家論、民族自決論の抱える矛盾は基本的には二つである。一つは民族(nation)は自決して国家を形成すべきであるという時、その「民族」を誰がどうやって規定するのか論理的な基準が成立し得ないことである。この問題はマルクス主義者たちによって民族自決論が論じられるようになった当初から存在していたし、その後ウッドロー・ウィルソンが民族自決を提唱した時にも何ら解決はされず、現在の国際連合においても本質的な解決を見ていない問題である²⁸⁾。

もう一つの矛盾は、かつて世界中で国民国家論が広く受け入れられたのにもかかわらず、現実には一つの言語・文化・歴史を共有する一国民(=民族nation)によって構成されているような国家(すなわち国民国家nation-state)は例外的な存在にしか過ぎないということである。先にも述べたように民族自決権を行使して国民国家を建設したはずの多くのアジア・アフリカ諸国において新たなる「民族」問題が噴出して来た。またヨーロッパにおいても、例えば国民国家のモデルであったはずのフランスにおいても言語や文化は一つではなく、その虚構性は明らかである。

このように矛盾をはらみ、恣意的に使われてきた国民国家論・民族自決論を前提としてプエルトリコの政治状況を分析することはできない。これらのイデオロギーが曖昧にしてきた自決の主体の問題、そして自決権と国家の関係の問題を再検討することが必要である。

自決権 (right of self-determination) という概念はこれまで往々にして民族自決権 (national right of self-determination) と同義に使われてきた。そして上述のように国民=民族 (nation) という概念の持つ不確定性、恣意性を抱え込み、また、独自の国家を形成することと同義となり、その意味を限定させられてしまった。自決権 (right of self-determination) という概念を民族自決権 (national right of self-determination) に矮小化することをやめ、より普遍的な定義を与えることが必要である。そのような普遍的な定義として、ここでは「自決権」とは「個人またはその集団が自己実現のために自主的な判断を下す権利」と定義しよう²⁹⁾。

2) 国家・民族・民族集団・地域

国民国家論・民族自決論の不備が認識される中で、これらに代わる作業概念として一方では「民族集団」(ethnic group)あるいは「エスニシティー」(ethnicity) という概念が、また他方では「国内周辺地域」という概念が登場する。両者とも、言語、文化、歴史などを共有し、自他の区別を自認する一定の人間集団や地域の存在を肯定しながらも、これらが国家と一致すべきだという前提を離れ、既存の国家社会の存在を一先ず受け入れた上でこれらを分析しようとする点に共通性がある³⁰⁾。

民族集団あるいはエスニシティーという概念が米国において生み出され受容されてきたのに対して、「国内周辺地域」の概念はヨーロッパを中心に受容されてきた。これは、言語・文化・歴史などの共有を契機として形成された人間集団の存在のしかたの違いによる。米国における「アフリカン・アメリカン」、「ヒスパニック」などという名前と呼ばれる人間集団は地理空間を中心として形成された集団ではない。一方、ヨーロッパにおいては

一定の歴史・地理空間を基盤に形成された人間集団が今日、自己主張を強めている。国家との関係では、後者のほうが既存の国家からの分離独立を求めるケースが多いが、既存の国家のなかで「相違の権利」を主張しながらも「違いを越えた平等」を求める場合も多い。何れの場合にしても、「国民国家形成を目指すべき民族」という観念から離れ、現実の事象に即していると言えよう³¹⁾。

3) 地域自決権の行使としての州権要求

以上のように自決権、国家、民族集団、地域の諸概念を整理した場合、プエルトリコ州権獲得運動はどのように分析できるであろうか。

プエルトリコの場合、プエルトリコ島という地理空間を基盤にしてプエルトリコの言語・文化そして歴史を共有する人間集団が形成されていることは明らかであるから、米国社会に多く見られるような民族集団としてではなく、ヨーロッパにおいて多く見られる国内周辺地域として捉えられるのが妥当と考えられる。そして、上記のように「自決権」を「個人またはその集団が自己実現のために自主的な判断を下す権利」と定義した場合、プエルトリコという地域の住民という一集団が、一般に容認されるなんらかの手続きを通して、米国の一州になろうと決断することは、まさしく自決権の行使に他ならない。それが一定の歴史的背景に基づく要求であることは前章までで分析した通りである。プエルトリコ州権獲得運動は地域自決権行使の運動であり、自決権の要求という意味では、プエルトリコ住民による州権の要求は、米国の主権からの分離独立の要求と同じレベルの主張である。このように考えた場合、分離独立論は進歩的であり、州権論は保守的であるという結論は導き出し得ない。

6. おわりに

以上、プエルトリコ州権獲得運動の軌跡とその主張を辿り、「自決権」の

観点からその範疇化を試みた。独自の主権国家を構成することではなく、アメリカ合衆国という主権国家に一州として統合されることに地域の、そしてそこに住む人間の自己実現の可能性を見出す、この意味でプエルトリコ州権獲得運動は自決権行使の一形態であるというのが筆者の得た結論である。しかし、このことは筆者がプエルトリコ州権獲得運動を支持しているとか、この運動が所期の目的を達するであろうという予測を抱いているということを意味するものではない。むしろ、現時の諸条件下ではプエルトリコが米国の州権を獲得する可能性は小さい³²⁾。

また、州権獲得の要求は自決権行使の要求であるとするのが直ちに、米国にはプエルトリコに州権を賦与する義務があるということにもならない。そこには今度は米国国民の自決権の行使の問題が生ずるからである。自分達とは異質であることを自認する人間集団が自分達の国家に入ってきて自分達と同等の権利を主張することを認めるか否か、米国本土の住民にも「自分達の自己実現のための自主的判断を行う権利」が認められなければならない。しかし過去 92 年間にわたって米国がプエルトリコにおいて主権を行使してきたこと、そして 75 年間にわたってプエルトリコ住民が米国民権を保有してきたこと、この二点は米国とプエルトリコの関係が論じられる際に常に歴史的事実として重みを持ち続けるであろう。

本稿はまた、自決権、国家、民族といった概念の再検討のための一事例を提出することも目的とした。その際、以下の諸点が本事例におけるプエルトリコと米国の関係を取りまく特殊な条件として留意されるべきである。

a. プエルトリコの島嶼性

島嶼性が言語・文化・歴史などの一体性の形成・維持にとって有利な条件となることは明らかである。地域の境界が自然条件によって決定されているからである。プエルトリコの場合、1898 年以降も米国からの大量の人口の移動は起きず、米国主権下への移行に伴う文化変容・社会変動は、主

に制度やモノの流入とプエルトリコ人の米国への移動と帰還を通じてもたらされた。その意味でプエルトリコにおける米国文化との接触は必ずしも大きな衝突を生み出さずに行われてきた。この点は、ヨーロッパにおける国家内の地域の多くの場合とは異なる。

b. 米国におけるプエルトリコ系住民の存在

すでに米国本土の各州に居住しているプエルトリコ出身者とその子孫の存在も無視することはできない。彼らは、制度上の全ての面において米国市民であると同時に、プエルトリコという地域とさまざまな度合で関係を保ち、その言語や文化を継承して、一つの人間集団を形成している。プエルトリコ島の住民の集団が地域を形成しているのに対して、彼らの形成する集団は民族集団と呼ぶにふさわしい。本稿が分析の対象とした州権獲得運動の地域自決権の要求は、米国本土における民族集団の自決権とも関わっている。この点についての分析も今後併せて行う必要がある。

c. 宗主国としての米国の特殊性

米国は国民国家のモデルとは対照的な性格を持つ国家である。WASPの優越や連邦政府の権力の強大さは否定できないにしても、その文化的多元性(cultural pluralism)と州権の形での地方分権化は米国国家の特徴である。また、実態は別として、米国内外の多くの人間にとって米国社会が自己実現が可能な社会であるというイメージを与えていることも重要である³³⁾。絶えず続く米国への移民の流れはその証左であろう。プエルトリコが州権を求めることは、地域ごと米国へ移民をしようとするもくろみだと言ってもよい。これは、ヨーロッパにおける地域の場合とは異なる状況であろう。

以上の3点についての詳細な分析のほか、プエルトリコ州権獲得運動及びプエルトリコ政治が現在置かれている状況、さらに米国のプエルトリコ

に対するこれまでの対応の分析、国際連合におけるプエルトリコの地位をめぐる論議など、本稿では十分に取り上げられなかった点も多い。これらの点については稿を改めて論ずることとしたい。

注

- 1) プエルトリコ州権獲得運動についてはようやく最近になって研究が行われるようになった。初めての包括的な研究として Edgardo Meléndez, *Puerto Rico's Statehood Movement*, (New York: Greenwood Press, 1988) が挙げられる。また Aaron Gamaliel Ramos, ed., *Las ideas anexionistas en Puerto Rico bajo la dominación norteamericana*, (Río Piedras: Ediciones Huracán, 1987) は編者による簡潔な州権獲得運動史概説と基本資料の紹介からなっている。日本語によるプエルトリコの現代政治史に関する文献としては嘉数 啓「プエルトリコの政治的地位と経済発展」『アジア経済』第24巻第8号(1983年8月) pp. 50-73 及び矢下徳治「プエルトリコ問題の歴史的・今日的位相——近代化“開発”と民族自決——」『インパクト』6号(1980年5月) pp. 136-153 がある。
- 2) 例えば Fernando Bayron Toro, *Elecciones y partidos políticos de Puerto Rico*, edición revisada y ampliada (Mayagüez: Editorial Isla, 1989) はプエルトリコ政党史の実証的な研究書と言えるが、州権獲得運動の政党を何の説明もなく保守派 (conservadores), 自治主義政党を自由主義派 (liberales) と分類している (p. 9, Cuadro I)。Edgardo Meléndez は「州権の主張を文化的同化論の政治と解すること (あるいは独立の主張を民族のアイデンティティー〈national identity〉の政治と解すること) は問題を完全に誤解することになる」と指摘している。前出 Edgardo Meléndez, *Puerto Rico's Statehood Movement*, p. 7。
- 3) Insular Cases については Juan R. Torruella, *The Supreme Court and Puerto Rico: The Doctrine of Separate and Unequal*, (Río Piedras: Editorial de la Universidad de Puerto Rico, 1985) を参照。
- 4) 1917年の組織法によってプエルトリコ島民にアメリカ市民権が賦与された理由として、一般に、それはプエルトリコ島民の要求の結果だとする見方と、第一次世界大戦にプエルトリコ島民を徴兵するために米国が押し付けたものだとする見方がある。José A. Cabranes によれば、いずれの説も根拠を欠いており、特に2番目の説については、徴兵が必ずしも市民権を前提としていなかったことから受け入れ難い。1917年というタイミングは、むしろ米国にとってより重要な課題であったフィリピンの政治的位置の処理が前年

- のジョーンズ法によってひとまず決着していたことと関係していた。今世紀初頭二十年間の米国のプエルトリコに対する対応は、フィリピンの正式な米国領化とフィリピン住民の米国市民化をいかにして回避するかという問題と関連しており、プエルトリコに関する立法が対フィリピン政策の形成に影響を及ぼす危険が無くなったことがプエルトリコ住民の米国市民化を決定させた。José A. Cabranes, *Citizenship and the American Empire: Notes on the Legislative History of the United States Citizenship of Puerto Ricans*, (New Haven and London: Yale Univ. Press, 1979) pp. 12-17, 23-24.
- 5) 本稿でのプエルトリコ州権獲得運動史の時代区分は, Edgardo Meléndez, *Puerto Rico's Statehood Movement*, のそれを参考にしながらも, 選挙における支持の変化を重視して変更を加えたものである。
- 6) 400年余りのスペイン主権下の時代の中で政党政治がまがりなりにも存在したと言えるのは19世紀後半に入って後のことである。スペイン本国での自由主義の台頭に呼応する形で, プエルトリコにおいても自治権の拡大を目指す運動が生まれた。しかし, 運動の支持基盤は限られていた。スペインからの独立を目指した運動も存在したが, キューバの場合とは対照的に極めて脆弱なものでしかなかった。しかし, 1890年代に自治権の獲得を目指した運動の内の特に理想主義的かつ急進的なグループが, 米西戦争以後州権獲得運動の中核を成していくことになる。スペインからの独立を目指すグループには米国併合を選択肢として考える傾向も見られた。19世紀のプエルトリコ政治史については Lidio Cruz Monclova, *Historia de Puerto Rico (siglo X I X)* 3 tomos en 6 partes, (Río Piedras: Editorial Universitaria, Universidad de Puerto Rico, 1952-1964) が古典的研究である。
- 7) プエルトリコでは1932年に女性制限選挙制(21歳以上, 読み書きの能力)が導入された後, 1936年には完全普通選挙制(21歳以上)が実施された。Fernando Bayron Toro, *Elecciones y partidos políticos de Puerto Rico*, pp. 177, 185.
- 8) Reece B. Bothwell, *Orígenes y desarrollo de los partidos políticos de Puerto Rico, 1869-1980*, (s. l.: Editorial Edil, 1987) p. 170.
- 9) この時期の社会党と労働党の乖離に関して Blanca Silvestrini de Pacheco, *Los trabajadores puertorriqueños y el Partido Socialista (1932-1940)*, (Río Piedras: Editorial Universitaria, Universidad de Puerto Rico, 1979) が詳細に分析している。
- 10) 例えば, この時期の州権獲得運動指導部の一翼を担い, 次に来る州権獲得運動の新段階をリードすることになる Luis Ferré は, 新興地場産業資本である Puerto Rico Cement Company の経営者であった。彼は「工業化社会型の民主主義 (democracia industrial)」による社会正義の実現を標榜した。

- Luis A Ferré, “Justicia social, seguridad económica y libertad política,” 及び “Democracia industrial,” Luis A. Ferré, *El propósito humano*, (s. l. : Ediciones Nuevas de Puerto Rico, 1972) pp. 14-23, pp. 24-29 にそれぞれ所収。PNP 成立に至る過程を分析した Luis Martínez-Fernández は企業経営者層や弁護士層などが PNP の指導層を形成していったことを指摘している。*El Partido Nuevo Progresista : trayectoria hacia el poder y los orígenes sociales de sus fundadores (1967-1968)*, (s. l. : Editorial Edil, s. f.) p. 100, Cuadro 4. 6.
- 11) 筆者とのインタビュー(1990年10月23日, サンファン市)における Carlos Romero Barceló 氏の発言。
 - 12) “Manifiesto de los dirigentes de la agrupación de los puros ortodoxos dirigido al país invitando a la formación del Partido Republicano Puertorriqueño, 19 de abril de 1899,” Reece B. Bothwell González, ed., *Puerto Rico : cien años de lucha política*, Volumen I, tomo 1 (Río Piedras : Editorial Universitaria, Universidad de Puerto Rico, 1979) p. 260.
 - 13) “Manifiesto de los dirigentes liberales invitando a la fundación del Partido Federal, 1. octubre de 1899,” Bothwell, *Puerto Rico : cien años de lucha política*, Volumen I, tomo 1, p. 267.
 - 14) Edgardo Meléndez はこのようなプエルトリコ州権獲得運動初期の理想主義的主張を “republican project” と呼んでいる。Edgardo Meléndez, *Puerto Rico’s Statehood Movement*, p. 40f.
 - 15) “Colonia con los Estados Unidos, nunca,” José Celso Barbosa, *Orientano al pueblo, 1900-1921 : documentos para la historia*, la Obra de José Celso Barbosa, volumen IV (San Juan : s. e., 1982) pp. 113-114. Barbosa は 19 世紀のプエルトリコにあって、黒人であり、また米国で医師になるための高等教育を受け、その後帰国してプエルトリコ自治権獲得運動の指導者の一人となったという経歴を持つプエルトリコ政治史上でも興味深い政治家である。彼は自分が医学生として体験した進歩と民主主義の国、米国の理想をプエルトリコに実現しようという立場を終生捨てなかった。Barbosa の伝記として今世紀前半のプエルトリコの代表的作家 Antonio S. Pedreira による *Un hombre del pueblo*, La obra de José Celso Barbosa, Volumen 1, (San Juan : s. e., 1982, edición original 1937) がある。
 - 16) “Declaración de principios, Partido Socialista de Puerto Rico : Aprobado en la Convención General Ordinaria del Partido Socialista, celebrada en San Juan, Puerto Rico, el 19 y 20 de agosto de 1944,” Bothwell, *Puerto Rico : cien años de lucha política*, Volumen I, tomo 1, p. 647.

- 17) このような変化はこの時期 1945年10月から1960年2月まで隔月が発行された州権獲得運動の理論雑誌 *El Estado* に発表された諸論考に反映されている。Aaron Gamaliel Ramos. “La revista ‘El Estado’ en la historia del anexionismo puertorriqueño, 1945-60”, *Revista de Historia*, Asociación Histórica Puertorriqueña, Año 1, Núm. 2, (Julio-Diciembre, 1985) pp. 215-227.
- 18) Enrique Córdova Díaz, “Modern Republicanism and the Statehood Republican Party of Puerto Rico,” *El Estado*, Número 51 (Noviembre-Diciembre, 1956) p. 17.
- 19) “Programa Preliminar, Partido Nuevo Progresista, 20 de agosto de 1967,” Bothwell, *Puerto Rico : cien años de lucha política*, Volumen I, tomo 1, p. 914.
- 20) *Reglamento del Partido Nuevo Progresista*, [Aprobado en 15 de noviembre de 1981] (s. l. : s. e., s. f.) pp. 5-6.
- 21) Carlos Romero Barceló, *La estadidad es para los pobres*, 3ra edición (s. l. : s. e., 1976) p. 33f.
- 22) *Ibid.*, p. 73f. 同様の主張はPNP所属のプエルトリコ上院議員 Oreste Ramos 氏からも聞かれた。彼は州権によって経済的安定を得ようとする貧しい人々の権利を奪う権利は誰にもないと語った。筆者とのインタビュー(1990年10月29日, サンファン市)
- 23) 前出 Carlos Romero Barceló, *La estadidad es para los pobres*, p. 56.
- 24) *Ibid.*, pp. 83-84.
- 25) *Ibid.*, pp. 68.
- 26) 筆者とのインタビュー (1990年10月23日, サンファン市)
- 27) 国民国家論の虚構性の指摘は、近年特に盛んになっている。例えば福田敏一「擬制としての国民国家——民族問題の政治的文脈——」、綾部恒雄「東南アジアの民族論——国民国家とエスニシティの力学——」共に川田順造・福井義勝編『民族とは何か』(岩波書店, 1988年)所収, などを参照されたい。
- 28) マルクス主義者による自決権の主張の系譜と、それがこれまで抱えてきた問題については山崎カラル「民族問題の再検討のために」『インパクト』8号(1980年)pp. 26-39.を参照されたい。一方、ウィルソン大統領が1918年に独立記念日の演説で自決権の原理を説いたその翌年にはこの概念に対する疑念が提出されている。T. S. Woolsey, “Editorial comment : Self-determination”, *American Journal of International Law*, V. 13 (1919) pp. 302-305. さらに Conner は、国連憲章がその第一条第二段落において「人々の平等の権利と自決権の原理を尊重する」と述べている一方で、第二条第七段落では、安全保障理事会が状況は「平和への脅威、平和の侵害、あるいは

侵略行為」であると認定しない限りは（第 39 条）国連が「基本的にある国家の国内統治内の問題について干渉すること」を禁止していることを挙げ、国連の自決権に対する対応の矛盾を指摘している。Walker Conner, “The politics of ethnonationalism,” *Journal of International Affairs*, Vol. 27, No. 1 (1973) p. 12.

- 29) この定義は Dov Ronen, *The Quest for Self-determination*, (New Haven: Yale University Press, 1979) pp. 6-9. 浦野起央・信夫隆司訳『自決とは何か——ナショナリズムからエスニック紛争へ——』（刀水書房、1988年）pp. 10-14 に基づく。
- 30) エスニシティと国家との関係について Dov Ronen は、しばしばエスニシティは国家の発展の阻害要因とみなされるが、政治が有効に行われ、地方分権化や連邦制の実施など一定の条件が整えば、エスニシティは国家の対立物ではなく国家内部で正当に存在し得るものであり、問題は政治がいかにかこれを処理できるかである、と述べている。Dov Ronen, “Ethnicity, Politics, and Development: An Introduction.” in *Ethnicity, Politics, and Development*, ed. by Dennis L. Thompson and Dov Ronen (Boulder, Colorado: Lynne Rienner, 1986) pp. 1-10. 「民族」「国家」「ネーション」「エスニック」などの概念については前山隆「ブラジル社会」大貫良夫編『民族の世界史 13 民族交錯のアメリカ大陸』（山川出版社、1984年）の〈「民族」概念再考〉の項(pp. 489-492) に整理されており参考になる。また前出の福田歓一「擬制としての国民国家——民族問題の政治的文脈——」、綾部恒雄「東南アジアの民族論——国民国家とエスニシティの力学——」でもエスニティーという概念の有用性が強調されている。
- 31) 国民国家に代わるものとしての地域概念の有用性については、例えば梶田孝道「現代国家と地域問題」有賀貞他編『講座国際政治 3 現代世界の分離と統合』（東京大学出版会、1989年）あるいは同『エスニシティと社会変動』（有信堂、1988年）など。
- 32) プエルトリコの地位を変更しようとする法案は 1952 年以降も幾たびか連邦議会に提出されてきたが、1967 年の住民投票で現状維持が確認された他はいずれも具体的な結果を生み出すには到らなかった。最近では 1989 年に 1991 年中にプエルトリコの地位についての住民投票を実施する法案が連邦議会上院に提出されたが実現していない。これまでにプエルトリコの地位に関して提出された法案の内容については Marcos Ramírez Lavandero, ed., *Documents on the Constitutional Relationship of Puerto Rico and the United States*, 3rd ed. (n. p.: Puerto Rico Federal Affairs Administration 1988) V III 章。また 1989 年の上院法案については Juan Manuel García Passet & Carlos Rivera Lugo, *Puerto Rico y los Estados Unidos: el*

proceso de consulta y negociación de 1989 y 1990, tomo I-1989, (Río Piedras : Editorial Universitaria de Puerto Rico, 1990)及び *Radical America*, Vol. 23, No. 1 (Jan. -Feb. 1989, published June 1990) Special Double Issue : Puerto Rico : A Colonial Dilemma を参照されたい。後者の *Radical America* 特集号の中で Edgardo Meléndez は文化的・財政的理由から米国がプエルトリコを 51 番目の州として迎え入れる可能性の少ないことを指摘している。Edgardo Meléndez, “Will Puerto Rico Become the 51st State ?” *Radical America*, Vol. 23, No. 1, pp. 35-45. 一方、プエルトリコ島内の政治情勢については、PPD が優位を保つのか、あるいは PNP が知事ポストを 8 年ぶりに奪回するの点で 1992 年 11 月に行われる総選挙の結果が注目される。

- 33) 前出 Dov Ronen, *The Quest for Self-determination*, p. xii. 浦野起央・信夫隆司訳『自決とは何か——ナショナリズムからエスニック紛争へ——』p. xxiii. なお、近年顕著になってきている米国の経済力の低下が、今後このようなイメージにどのような影響を与えていくのか、重要な分析課題である。

